



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境保全

VOL.
78

● 発行 ●
平成21年
4月15日

行政ニュース

◆産業廃棄物処理業等の許可事務について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



特 集	(社)岐阜県産業環境保全協会第39回通常総会	2
	平成21年度事業計画書	5

行政ニュース	産業廃棄物処理業等の許可事務について	
	岐阜県環境生活部廃棄物対策課	8

振興局だより	「環境保全活動」への取組	
	岐阜県西濃振興局揖斐事務所環境課	13

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策	山県市長 平野 元	15
------	-----------------	-----------	----

トピックス	省エネ法が変わります!(工場・事業場) ～平成21年4月から準備が必要です～	経済産業省資源エネルギー庁	16
-------	---	---------------	----

協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会	
	理事会の開催	21
	委員会の開催	21
	「産業廃棄物中間処理施設の設置(変更)に伴う手続きについて」の勉強会開催	21
	電子マニフェスト導入研修会の開催	22
	(社)全国産業廃棄物連合会	
	第11回全国正会員会長・理事長会議の開催	22
	第2回全国正会員事務局責任者会議の開催	22
	中部地域協議会	
	第2回全体会議の開催	22
	第3回専務理事会議の開催	23
	新規加入会員の紹介	24
お知らせ	平成21年度産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程	25
	岐阜県の人事異動(関係分)	26
	岐阜市の人事異動(関係分)	26
	許可の有効期限にご注意	27
	協会への入会のおすすめ	28
	電子マニフェストシステムの加入申込み	29
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法	30
編集後記		32

表紙写真 「花曳舟」(各務原市)	フォト飛水 泽田輝男
------------------	-------	------------

(社)岐阜県産業環境保全協会第39回通常総会

第39回通常総会が、平成21年3月17日(火)に岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、多数の来賓のご臨席をいただき、盛大に開催されました。

総会では、坂理事長が次のとおり挨拶を申し上げました。

理事長挨拶

本日ここに第39回通常総会を開催致しましたところ、ご来賓各位を始め、会員皆様の多数のご出席を賜り、盛大に挙行することが出来ましたことは、誠に有り難く、厚く御礼を申し上げる次第であります。

当協会は、平成元年に県、市町村並びに業界挙げてのご支援により設立され、平成9年には、公益法人としての組織強化をさらに進めるため、「社団法人岐阜県産業環境保全協会」と名称を変更し、今年で21年目を迎えることとなりました。

この間、地域社会のご期待に応えるべく、皆様とともに社会の発展に努めて参りましたが、現在、会員数は正会員・賛助会員併せて465人となっており、設立当初の3倍以上となりました。これもひとえに、岐阜県、岐阜市を始め、関係各位のご指導、ご支援の賜物であり、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、昨年行われたG8洞爺湖サミットでの主要テーマは環境問題であり、中でも地球温暖化対策がありました。その意を受け、全国産業廃棄物連合会で「環境自主行動計画」を策定し、CO₂の発生量を、西暦2000年を基準年としてプラスマイナスゼロに抑制するこ

ととしています。目標を達成するには、各企業の努力が必要です。当協会としてもできる限りの協力をしていく必要があります。

米国に端を発する100年に一度と言われる金融危機は、証券大手のリーマン・ブラザーズが破綻するなど大混乱となりました。それは実体経済にも大きな打撃となっています。その影響は先進工業国だけでなく、新興国も含め全世界に及んでいます。



第39回通常総会

日本では、株価の大幅な下落、為替での円の大幅な上昇、融資状況の悪化による資金繰りの行き詰まりなど、この不況がどうなっていくのか、底はいつなのか、全く読めません。

日本の経済を牽引している自動車、家電等の大企業においても生産調整が行われています。産業廃棄物処理業界は、産業界と一体で歩んできており、不況の影響は避けがたい状

況となってきます。何とかこの難局を乗り切って行かなければなりません。「ピンチの後にチャンスあり」という諺があります。どうか、英知を集めてがんばっていただきたいと思います。

このような不況の折りには、ややもすると法令に反する行為や行動が発生するものあります。こういう時こそ適正処理を徹底し、コンプライアンスに基づいた経営を行い、信頼を築いて行くことが必要であると思思います。

さて、公益法人制度改革により、当協会のような公益法人は、平成25年12月までに、公益社団か一般社団に移行しなければなりません。この課題については、情報収集を行い検討をすすめて参りたいと思います。

先ほども述べましたように、この協会も20年を経過しました。これは、関係行政のご指導と協会役員の方々並びに会員の皆様のご支援のおかげであります。この機会に20周年記念式典の開催を予定いたしていますが、多くの方々のご参加をお願いいたします。

本日の総会は、平成21年度事業計画及び予算についてご審議をお願いするものであります。会員のご賛同を得まして、積極的に事業の推進を図って参ります。

また、本日は、当協会の表彰要綱に基づき、「優良従事者表彰」及び「創意工夫功労表彰」として、それぞれ産業廃棄物関係業務にご尽力いただいた方々に対し、その功労をたたえ、表彰をさせていただき、皆様とともに祝いと感謝を申し上げたいと思います。

最後に、貴重な資源の有効活用を推進する循環型経済システムの一翼を担う私たちの果たす役割は、益々重要となっております。廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)の

推進と一層の適正処理の推進に向け、更なるご尽力をお願いするとともに、当協会に対し、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつと致します。



坂理事長の挨拶の後、平成20年度産業廃棄物業務功労者の表彰式が行われました。

続いて、来賓祝辞に移り、古田肇岐阜県知事(古田常道環境生活部長が代読)、玉田和浩岐阜県議会議長の祝辞がありました。

その後、議事に入り、議長に、株式会社粥川商店代表取締役粥川長司氏を選出し、第1号議案「平成21年度事業計画」と第2号議案「平成21年度予算」について、慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

功労者の表彰

当協会表彰制度による平成20年度産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が、第39回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○優良従事者

タカイ商事(株) 専務取締役 高井たか子
日本ウエストン(株) 営業リーダー 後藤 雄



功労者表彰

寿和工業(株) 総務部部長 鈴木 元八
同 営業部課長 中島 史之
(株)美濃環境保全社 総務部長 青山 茂
(株)吉城コンポ 工場長 圓山 實夫
丸石(株) 営業部取締役部長 長谷川幸光
○創意工夫功労
日本ウエストン(株) 製造部リーダー 黒木 誠



高井たか子



後藤 雄



鈴木 元八



中島 史之



青山 茂



圓山 實夫



長谷川幸光



黒木 誠

第39回通常総会講演会

第39回通常総会の終了後、(社)全国産業廃棄物連合会専務理事の仁井正夫氏をお迎えし、「産業廃棄物処理業界における当面の課題について」と題して、ご講演をいただきました。



第39回通常総会講演会

平成21年度 事業計画書

平成21年3月17日(火)に開催された第39回通常総会において、平成21年度事業計画及び予算が審議され、全会一致で原案どおり承認されました。

平成21年度における協会の諸事業は、次の基本方針に沿って推進されます。以下に事業計画をご紹介します。

第1 基本方針

日本は、「大量生産、大量消費、大量廃棄型社会」から脱却し、3R(発生抑制、再使用、再利用)を実施し、持続可能な社会の実現を目指しています。

昨年行われたG8洞爺湖サミットでの主要テーマは環境問題であり、中でも地球温暖化対策でした。

産業廃棄物処理業界においても、全国産業廃棄物連合会で「環境自主行動計画」を策定し、CO₂の発生量を西暦2000年を基準年としてプラスマイナスゼロに抑制することとしています。目標を達成するには、各企業の努力が必要です。当協会としても協力をしていかねばなりません。

米国のサブプライムローン問題に端を発する100年に一度と言われる金融危機は、証券大手のリーマン・ブラザーズが破綻するなど大混乱となっています。その影響は全世界に及んでいます。そして、実体経済にも大きな打撃を与え、米国自動車業界のビック3の経営にも大きな影響を与えているところです。日本の経済を牽引している自動車、家電等の大企業においても生産調整が実施されています。

産業廃棄物処理業界は、産業界と一体で歩んできており、不況ともなれば、その影響は

避けがたい状況となってきます。この難局を乗り切っていかねばなりません。不況の折りには、ややもするとコンプライアンスを無視した行動が発生するのですが、こういう時こそ、産業廃棄物の適正処理を徹底し、コンプライアンスに基づいた経営を行い信頼を築くことが必要です。

また、従業員の安全な職場の確保に努めるため、自主的に個々の事業場の危険性または有害性を評価するリスクアセスメントにも取り組まねばなりません。

公益法人制度改革により、当協会のような公益法人は、平成25年12月までに公益認定等委員会の認定を受け公益社団か一般社団に移行しなければなりません。この課題については、情報収集を行い検討を進めて参ります。

さて、当協会も平成元年に設立してから20年を経過しました。これは、関係行政のご指導と歴代の協会役員の方々並びに会員の皆様のご支援のおかげであります。この機会に20周年の記念式典等を実施します。

この20年を基盤として更なる発展に向け、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的な活用を図りもって県民の福祉の向上に寄与することを目指し、平成21年度も積極的に事業を推進して参ります。

第2 事業計画

平成21年度において取り組むべき事業計画を次のとおり定め、国外や国内の社会情勢を見極めつつ、効果的・効率的な事業運営を開いていきます。

1 組織強化事業

- (1) 業界主体の会員構成のもと、当協会の社会的地位の確立と発展を期するため、会員の加入促進に努めます。
- (2) 情報化社会に対応するため、情報化事業の充実に努め、事務事業の公平性、透明性を図ります。
- (3) 会員の福利厚生事業等の充実に努めます。

2 調査研究事業

関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する調査等への積極的な参加・協力に努めます。

3 教育研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会、講演会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設の視察等の機会を設け、会員の知識及び技術習得の向上に努めます。
- (2) 産業廃棄物処理技術の多様化・高度化に対応するため、会員に対し専門研修会等の案内を積極的に行います。
- (3) 毎月、産廃専門雑誌「いんだすと」を正会員に配布します。
- (4) 随時、関係法令の改正に伴う資料を会員に提供します。
- (5) 産廃手帳(2010年版)を会員に配布します。

4 相談指導事業

会員の産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する相談に幅広く応ずるほか、必要に応じ資料等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談にも応じます。

5 啓発普及事業

- (1) 名古屋市で開催される「2009NEW環境展」に出展し、会員企業と協会の活動内容を紹介します。
[主催者の都合により中止。]
- (2) 産業廃棄物に関する正しい認識と理解を深めてもらうため、環境フェア等への協賛や、一般県民への広報活動を実施します。
- (3) 会員に産業廃棄物に関する各種資料等を積極的に提供します。

6 共同処理施設設置推進・技術援助事業

産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加するとともに、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用等に関する技術の援助に努めます。

7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)頒布事業

産業廃棄物の適正処理を行うため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及に努めるとともに、社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の頒布を行います。

8 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、会員の産業廃棄物処理施設を巡回指導するとともに、不法投棄

の恐れがある地域のパトロールを実施し、不法投棄の防止に努めます。

9 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の優良化の促進、経営の改善、労働安全衛生の指導を図るため、研修会、講習会等を開催します。また、個別の相談については、随時対応し、情報提供に努めます。

10 広報誌等発行事業

- (1) 協会報「ぎふ環境保全」を年4回定期的に発行し、会員等に配布します。
- (2) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員等に配布します。
- (3) 随時、「保全協 News」を会員等に配布し、迅速な情報提供に努めます。
- (4) 必要に応じ、各種参考資料を会員等に提供します。

11 協力交流事業

- (1) 社団法人全国産業廃棄物連合会・中部地域協議会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、相互の理解と協力に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会等の実施に協力します。

12 表彰等関連事業

- (1) 通常総会において優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。
- (2) 国、岐阜県及び社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を積極的に推薦します。

13 部会活動事業

協会事業の健全な発展を図るために、協会の次代を担う青年で組織する青年部会の活動に対し支援します。

14 電子マニフェスト普及促進事業

電子マニフェストは、国の方針を踏まえ、岐阜県、岐阜市及び財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等が、一体となってその普及促進に取り組む必要があります。当協会においても、その普及促進事業を積極的に支援します。

15 産業廃棄物対策基金の運営管理事業

産業廃棄物対策基金の適正な資金管理に努めます。

16 設立20周年記念事業

協会設立20周年を記念して、記念式典、表彰、記念講演会及び祝賀会を実施します。

17 新公益法人制度移行の準備

新公益法人制度が平成20年12月1日に施行されたことに伴い、この新制度移行のための情報収集と検討を行います。

18 その他関連事業

その他必要な事業の実施に努めます。

産業廃棄物処理業等の許可事務について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長から次のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、詳細については、岐阜県廃棄物対策課又は岐阜県各振興局(事務所)環境課へお問い合わせください。

廃対第408号
平成21年3月4日

社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

産業廃棄物処理業等の許可事務について

平素は産業廃棄物の適正処理にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、産業廃棄物処理業等の許可申請に添付する書類につきまして、下記のとおり一部変更することとしましたのでご承知おきください。

また、貴会員あてご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更することとした添付書類

1) 申請者が他県で許可を有する場合添付させていた許可証の写し

これまで、申請者が岐阜県以外で許可を有している場合は、申請内容を確認するため、その許可証の写しの添付をお願いしておりましたが、これら許可証の写しの添付を不要とします。

2) 申請の際に提出する許可申請書等及び住民票の写し等のコピー

現在、許可申請や役員変更に係る変更届の提出の際、申請書又は変更届のコピーに住民票の写し又は外国人登録証のコピーを添付しご提出いただいておりますが、これらのコピーについては提出不要とします。

3) 写しによる申請とすることできる書類の追加

平成18年度より、申請書類のうち、一部の書類については写しの添付でも良いこととしましたが、更に、申請書においては申請者、法定代理人、役員及び使用人等の登記簿謄本、住民票の写し、並びに被後見人、被補佐人でないことを証する書類、また役員等の変更に係る変更届出書においては申請者、法定代理人、役員、政令で定める使用人等の登記簿謄本、住民票の写しについてもコピーによる提出でも良いこととします。

なお、写しによるご申請の場合は、振興局において原本照合をいたしますので、原本をご持参いただきますようお願いいたします。

なお、上記変更に伴い、申請等様式の書類一覧を変更しますので、ご注意願います。

2. 適用時期

平成21年4月1日以降の申請に係るものから適用することとします。

担当	岐阜県環境生活部 廃棄物対策課産業廃棄物担当
電話	058-272-1111(内線2716) 058-272-8219(直通)

行政ニュース

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可申請にかかる書類一覧
（正副2部提出願います。ただし許可申請書と住民票（外国人登録証を含む）はコピーを1部余分に提出して下さい。）

提出書類・添付書類		チェック
許可申請書		
岐阜県収入証紙		
1 事業計画の概要(様式第一号の1)		
2 事業の用に供する施設の概要(様式第一号の2)		
事務所及び事業所の所在地付近の見取図		
積替え保管を行う場合は、設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し		
収集運搬の具体的な計画(様式第一号の3)		
環境保全措置の概要(様式第一号の4)		
車両・その他運搬施設の写真(様式第一号の5)		
3 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類		
事務所・事業所の土地・建物登記簿謄本		
運搬車両の自動車検査証の写し		
所有権がない場合、当該施設の使用権限を有することを証する書類(賃貸借契約書等)		
4 当該事業を行ふに足りる技術的能力を説明する書類(財團法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会の修了証の写し)		
申請者が法人の場合……代表者、役員、又は政令で定める使人		
申請者が個人の場合……申請者又は政令で定める使人		
5 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第五号)		
6 申請者が法人の場合		
直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(法人決算書等)		
直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の納税証明書)		
添付資料が必要な場合は、添付資料(別添留意事項参照のこと)		
7 申請者が個人の場合		
資産に関する調書(様式第六号)		
直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の納税証明書)		
青色申告の場合		
直前3年の貸借対照表(確定申告に使用したもの)		
直前3年の損益計算書(確定申告に使用したもの)		
納付すべき額が「0円」の場合		
青色申告の場合		
直前3年の確定申告書の写し(所得税青色申告決算書を含む)		
白色申告の場合		
直前3年の確定申告書の写し(収支内訳書を含む)		
添付資料が必要な場合は、添付資料(別添留意事項参照のこと)		
8 申請者が法人の場合		
定款又は寄附行為(申請者が原本照合したもの)		
登記簿の謄本またはその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
9 申請者が個人の場合		
住民票の写し(又はその写し)又は外国人登録証明書の写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
10 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
11 申請者が法人の場合		
役員(顧問・相談役・監査役等を含む)の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
百分の五以上の株式を有する株主等又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
12 申請者に政令で定める使用人がある場合には、その者の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
13 9~12までにあげるもの(申請者、役員、使用人等)が、成年被後見人、被保佐人でないことを証する書類(登記事項証明書またはその写し。写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
14 申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面		
15 申請者が岐阜県以外で許可を有している場合は、その許可証の写し		
15 更新許可申請の場合は現在の許可証の写し		
※ 1 更新・変更許可申請の場合は、上記書類のうち1~3の書類については、その内容に変更がない限り添付は必要ありません。なお、住民票は本籍地が記載されたものとして下さい。		
※ 2 事務所及び事業所付近の見取図は事務所及び事業所の所在地が岐阜県内であるものに限ります。		
※ 3 先行許可証を提出される場合は9~14の書類については、添付は必要ありません。なお、先行許可証については許可証の原本を持参してください。		

：今回の変更で不要となる部分

■: 今回の変更で写し（コピー）による提出が可能となる部分

行政ニュース

産業廃棄物処分業許可申請にかかる書類一覧

(正副2部提出願います。ただし許可申請書と住民票(外国人登録証を含む)はコピーを1部余分に提出して下さい。)

提出書類・添付書類		チェック
許可申請書		
岐阜県収入証紙		
1 事業計画の概要(様式第七号の1)		
2 事業の用に供する施設の概要を示す図面、計算書等及び付近の見取図		
3 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類		
法許可施設:産業廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査適合通知書の写し 条例、要綱施設:産業廃棄物処理設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し 処分業務の具体的な計画(様式第七号の4)		
4 中間処分を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第十一号)		
5 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類(附属法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会の修了証の写し) 申請者が法人の場合……代表者、役員、又は政令で定める使用人 申請者が個人の場合……申請者又は政令で定める使用人		
6 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第十二号)		
7 申請者が法人の場合 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(法人決算書等) 直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の納税証明書) 添付資料が必要な場合は、添付資料(別添留意事項参照のこと)		
8 申請者が個人の場合 資産に関する調書(様式第十三号) 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の納税証明書) 青色申告の場合 直前3年の貸借対照表(確定申告に使用したもの) 直前3年の損益計算書(確定申告に使用したもの)		
納付すべき額が「0円」の場合 青色申告の場合 直前3年の確定申告書の写し(所得税青色申告決算書を含む) 白色申告の場合 直前3年の確定申告書の写し(収支内訳書を含む)		
添付資料が必要な場合は、添付資料(別添留意事項参照のこと)		
9 申請者が法人の場合 定款又は寄附行為(申請者が原本照合したもの) 登記簿の謄本またはその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
10 申請者が個人の場合 住民票の写し(又はその写し)又は外国人登録証明書の写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
11 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
12 申請者が法人の場合 役員(顧問・相談役・監査役等を含む)の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます) 百分の五以上の株式を有する株主等又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
13 申請者に政令で定める使用人がある場合には、その者の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
14 上記申請者、役員、株主、出資者、使用人、法定代理人が、成年被後見人、被保佐人でないことを証する書類(登記事項証明書またはその写し。写しの場合は原本照合をさせていただきます)		
15 申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面		
16 申請者が岐阜県以外で許可を有している場合は、その許可証の写し		
16 更新許可申請の場合は現在の許可証の写し		
※1 更新・変更許可申請の場合は、上記書類のうち1~3の書類については、その内容に変更がない限り添付は必要ありません。なお、住民票は本籍地が記載されたものとして下さい。		
※2 事務所及び事業所付近の見取図は事務所及び事業所の所在地が岐阜県内であるものに限ります。		
※3 先行許可証を提出される場合は10~15の書類については、添付は必要ありません。なお、先行許可証については許可証の原本を持参してください。		

今回の変更で不要となる部分
今回の変更で算出し（ヨビー）による提出が可能となる部分

・「四つ交叉」字形（二二）による提出書式可能による部分

行政ニュース

特別管理産業廃棄物処分業許可申請にかかる書類一覧

(正副2部提出願います。ただし許可申請書と住民票(外国人登録証を含む)はコピーの写しを1部余分に提出して下さい。)

提出書類・添付書類	チェック
許可申請書	
岐阜県収入証紙	
1 事業計画の概要(様式第七号の1)	
2 事業の用に供する施設の概要を示す図面、計算書等及び付近の見取図	
3 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 法許可施設：産業廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査適合通知書の写し 条例、要綱施設：産業廃棄物処理設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し 処分業務の具体的な計画(様式第七号の4)	
4 中間処分を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第十一号)	
5 当該事業を行なうに足りる技術的能力を説明する書類(財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行なう講習会の修了証の写し) 申請者が法人の場合……代表者、役員、又は政令で定める使用人 申請者が個人の場合……申請者又は政令で定める使用人	
6 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第五号)	
7 申請者が法人の場合 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(法人決算書等) 直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の納税証明書) 添付資料が必要な場合は、添付資料(別添留意事項参照のこと)	
8 申請者が個人の場合 資産に関する調書(様式第六号) 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の納税証明書) 青色申告の場合 直前3年の貸借対照表(確定申告に使用したもの) 直前3年の損益計算書(確定申告に使用したもの) 納付すべき額が「0円」の場合 青色申告の場合 直前3年の確定申告書の写し(所得税青色申告決算書を含む) 白色申告の場合 直前3年の確定申告書の写し(収支内訳書を含む) 添付資料が必要な場合は、添付資料(別添留意事項参照のこと)	
9 申請者が法人の場合 定款又は寄附行為(申請者が原本照合したもの) 登記簿の謄本またはその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)	
10 申請者が個人の場合 住民票の写し(又はその写し)又は外国人登録証明書の写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)	
11 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)	
12 申請者が法人の場合 役員(顧問・相談役・監査役等を含む)の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます) 百分の五以上の株式を有する株主等又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)	
13 申請者に政令で定める使用人がある場合には、その者の住民票の写し又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)	
14 上記申請者、役員、株主、出資者、使用人、法定代理人が、成年被後見人、被保佐人でないことを証する書類(登記事項証明書またはその写し。写しの場合は原本照合をさせていただきます)	
15 申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面	
16 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
17 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	
18 申請者が岐阜県以外で許可を有している場合は、その許可証の写し	
18 更新許可申請の場合は現在の許可証の写し	

※1 更新・変更許可申請の場合は、上記書類のうち1~3の書類については、その内容に変更がない限り添付は必要ありません。なお、住民票は本籍地が記載されたものとして下さい。

*2 事務所及び事業所付近の見取図は事務所及び事業所の所在地が岐阜県内であるものに限ります。

※3 先行許可証を提出される場合は10-15の書類については、添付は必要ありません。なお、先行許可証については許可証の原本を持参してください。

――：今回の変更で不要となる部分

：今回の変更で写し（コピー）による提出が可能となる部分

行政ニュース

産業廃棄物処理業変更届出に係る書類一覧

収集運搬業の場合：正副2部提出願います。（ただし変更届出書と住民票（外国人登録証を含む）はコピーを1部余分に提出して下さい。）
処分業の場合：正副2部提出願います。（ただし変更届出書と住民票（外国人登録証を含む）はコピーを1部余分に提出して下さい。）

	提出書類・添付書類	チェック
	変更届出書	
1	氏名又は名称の変更の場合 申請者が法人の場合 定款又は寄附行為(申請者が原本照合したもの) 登記簿の謄本又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます) 申請者が個人の場合 住民票の写し(又はその写し)又は外国人登録証明書の写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)	
2	役員(顧問・相談役・監査役等を含む)、百分の五以上の株式を有する株主等又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者、政令で定める使用人、法定代理人の変更の場合 変更に係る者の住民票の写し(又はその写し)又は外国人登録証明書の写し及び法人の場合は当該法人の登記事項証明書(又はその写し)(写しの場合は原本照合をさせていただきます) 変更に係る役員、株主、出資者、使用人、法定代理人が、成年被後見人、被保佐人でないことを証する書類(登記事項証明書、又はその写し)(写しの場合は原本照合をさせていただきます) 株主、出資者である法人が変更した場合:当該法人の登記簿の謄本又はその写し(写しの場合は原本照合をさせていただきます)	
3	住所、事務所及び事業場の所在地の変更の場合 申請者が法人の場合 住所の変更:変更後の登記事項証明書、付近の見取り図 事務所及び事業場の所在地の変更:変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図 申請者が個人の場合 住所の変更:変更後の住民票、付近の見取り図 事務所及び事業場の所在地の変更:変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図	
	収集運搬業の場合	
4	事業の用に供する施設を変更する場合 事業の用に供する施設の概要(様式第一号の2) 積替え保管を行う施設を増やす場合は、当該施設の設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し 車両・その他運搬施設の写真 収集運搬の具体的な計画(様式第一号の3) 環境保全措置の概要(様式第一号の4) 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 運搬車両の自動車検査証の写し 所有権がない場合、当該施設の使用権限を有することを証する書類(使用契約書等)	
	処分業の場合	
5	事業の用に供する施設を変更、追加する場合 法許可申請:産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証、使用前検査適合通知書の写し 条例、要綱施設:産業廃棄物処理設置(変更)届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し 処分業務の具体的な計画(様式第七号の4)	

注) 1 住民票は本籍地が記載されたものとして下さい。

2 住所、事務所及び事業所の所在地の変更の際添付する付近の見取図は、住所及び所在地が岐阜県内であるものに限ります。

_____：今回の変更で不要となる部分

：今回の変更で不要となる部分
：今回の変更で写し（コピー）による提出が可能となる部分

「環境保全活動」への取組

～岐阜県西濃地域振興局揖斐事務所環境課～

県では、良好な生活環境を保全するために公害問題・産業廃棄物問題に対して監視指導といった取締行政から、「カワゲラウォッキング」・「圏域別環境塾」といった環境教育事業を積極的に推進しています。

今回は、西濃地域振興局揖斐事務所環境課が支援している環境教育事業をご紹介いたします。

平成20年度に実施又は支援した環境教育事業

事業名	対象者	参加者数
カワゲラウォッキング	池田小学校4年生	30名
カワゲラウォッキング(第1回)	八幡小学校4年生	35名
カワゲラウォッキング(第2回)	八幡小学校4年生	67名
大野町相羽地区子ども会エコクラブ	相羽地区子ども会	32名
いび環境塾(11回)	応募による親子	延 319名
地球温暖化防止対策出前講座(5回)	地域生活学校・商工会・婦人会会員	延 136名
徳山ダム上流に実なる木を植えよう大作戦	応募による親子	88名
廃棄物処理法勉強会	谷汲地区建設業者	30名

実施した事業の風景(抜粋)

【カワゲラウォッキング】



池田小学校にて
カワゲラウォッキングをするときの注意をお話しています。

生徒さんの表情は、
どんなむしがいるのかな……。
東川はきれいなのかな？？？
みんな、ワクワク！！ドキドキ

東川、私たちできれいにしたいね。

八幡小学校にて

カワゲラウォッキングの一環として、水の汚れと水質の簡易試験(パックテスト)の方法・注意しなければいけないことをお話ししています。

生徒さんの声
CODってなあに？？？
どうなると川の水は汚れているの？？
ジュースの中じゃ生き物は生きられないよね。(そうだよ。)

ジュースなんかも川に流しちゃいけないね。





八幡小学校にて
杭瀬川で行ったカワゲラウォッチングの風景
採集した昆虫等の名前を調べて、匹数を調べています。

生徒さんの声

うわあ。こんな虫がいるんだ。ちょっとキシヨい！！
この虫、魚釣りで使うよ。よく釣れるよ。
やだー。この虫さわれない。
(この子もちゃんと虫にさわれるようになりました。)

杭瀬川きれいにしたいよね！

【いび環境塾】

いび環境塾は、地域で環境活動を行っているNPO、ボランティアの皆さんと協同して、次世代を担う子どもたちとその保護者を対象として、選択参加可能な体験型環境教育です。

農業体験、環境工作や昔遊びを通じて子どもたちの環境問題に対する関心を高め、日頃から自然な形で環境問題に取り組むことができるようなきっかけ作りを行っています。



☆ 体験農場にて ☆

☆ クリスマスリース作り ☆



【徳山ダム上流に実になる木を植えよう大作戦】



徳山ダム上流に実になる木を毎年植えることにより、山仕事の実体験及び豊かな自然環境・生物多様性の豊かな森を作ることを目的として、「命の水と森の活動センター」「NPO法人揖斐川環境レンジャー」および「揖斐川中部漁協同組合」が主催して事業を実施。

今年度で8回目を迎え、今年度からは、徳山ダムの「コア」を作るために土砂等を採取した、通称コア山(左写真)に活動の場所を移した。

わがまちの産業廃棄物問題と対策



豊かな自然と活力ある都市が
調和したまちを目指して

山県市長 平野 元

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から廃棄物の適正な処理をはじめとする環境行政に対して格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市は平成15年4月に3町村が合併し誕生した人口30,000人余りの市で県都岐阜市の北部に隣接した自然豊かなまちです。平成8年10月には、東海環状自動車道の西回りルートが都市計画決定され、(仮称)山県インターが設置されることから早期の着工・完成が待たれるところです。

本市では、ダイオキシン類規制の関係から平成14年12月より休止していました一般廃棄物処理施設を取り壊し、現在新たな処理施設(エネルギー回収施設・マテリアルリサイクル施設)の建設に着手しており、平成22年3月の完成を目指しています。この施設には、灰溶融炉を併設していることから最終処分場の延命化が期待されているところです。

本市における一般廃棄物の総排出量は、平成14年以降、6,000トン強であり大きな増減は見られない状況です。しかし、排出された廃棄物を見ると減量化・資源化の余地は十分に残されています。

そうしたことから、この新たな処理施設の整備に伴い、一般廃棄物の減量・再利用のあり方について廃棄物減量等推進審議会に諮問を行ったところです。

高度成長期からの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済に陰りが表れた昨今の経済状況をこれまでのライフスタイルを見直し廃棄物の減量化、資源化をより推し進める機会と捉え廃棄物循環型のごみゼロ社会の形成を目指していくことが求められ、市民一人一人が意識をもってごみの減量化・資源化に取り組み自然にやさしいまちづくりに努める必要があります。

市内にある産業廃棄物処理施設は現在のところ特に問題となっている事案はありませんが、問題が発生した場合におきましては、貴協会にご協力いただくことが不可欠と考えております。

今後とも県内の廃棄物の適正な処理になお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

省エネ法が変わります！(工場・事業場) ～平成21年4月から準備が必要です～

経済産業省資源エネルギー庁

《平成20年度省エネ法改正の概要》

・改正の背景・趣旨・目的

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められています。

温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められています。

また、エネルギー資源の大部分を海外に依存している我が国において、最近のエネルギー価格の国際的な高騰に対応するため、国民経済全体として更なる燃料資源の有効利用を図り、国民経済の負担増を緩和することが求められています。

特に近年のエネルギー消費傾向を見ると、業務・家庭といった民生部門においてエネルギー使用量が大幅に増加しています。

こうした状況を踏まえ、これまで重点的に省エネルギーを進めてきた産業部門の工場だけでなく、民生部門においてもエネルギーの使用的合理化を一層進めるため、省エネ法の改正法案を通常国会に提出し、審議された結果、平成20年5月30日に公布されました。

・改正の概要

これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理の義務を課していましたが、改正により事業者単位のエネルギー管理を義務づけることとしています。また、一定の要件を満たすフランチャイズチェーンについても、チェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、事業者単位の規制と同様の措置を講ずることとしています。

これにより、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、産業部門を含め、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組を推進していきます。なお、平成20年度の改正法の工場・事業場等に係る措置は、平成21年度におけるエネルギー使用量に基づき平成22年度から実施されますが、それまでは改正前の省エネ法に基づく措置が継続します。

・企業全体でのエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量を、平成21年4月から1年間記録する必要があります。下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量（平成21年4月～22年3月まで）を正確に把握し、1,500k ℓ （※1）以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。（※1）政令公布時に正式決定



・省エネ法でいうエネルギーとは

省エネ法でいうエネルギーとは以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。廃棄物からの回収エネルギー、風力、太陽光等の自然エネルギーは対象となりません。

燃料

- 原油及び揮発油(ガソリン)、重油その他石油製品
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークスその他石炭製品
- 燃焼その他の用途に供するもの
 - ・その他石油製品：ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス
 - ・その他石炭製品：コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス
 - ・その他の用途：燃料電池による発電

電気

上記に示す燃料を起源とする電気

- ・対象とならないもの：太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記の燃料を起源としない電気であることが特定できる場合の電気

熱

上記に示す燃料を熱源とする熱

- ・対象とならないもの：太陽熱及び地熱等、上記の燃料を熱源としない熱であることが特定できる場合の熱

・法が規制する分野と事業者

省エネ法が規制する分野と事業者としては、現在、下記に示す工場・事業場、輸送、住宅・建築物、機械器具の4つがあります。

工場・事業場	工場を設置して事業を行う者 事業場(病院、ホテル、学校等(注1))を設置して事業を行う者
輸送	輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行う者(注2) 荷主：自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者(注2)
住宅・建築物	建築時：住宅・建築物の建築主 既築物の増改築・大規模改修時：住宅・建築物の所有者・管理者
機械器具	エネルギーを消費する機械器具の製造事業者・輸入事業者

(注1) このほか、デパート、オフィスビル、官公庁、遊園地、上下水道業などの製造業等5業種(製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業)以外のすべての業種と、製造業等5業種の本支社・事務所も含まれます。

(注2) 自家輸送を含みます。
なお、省エネ法の条文では工場と事業場とを一括して単に「工場」といいますので注意してください。例えば、病院、ホテル、学校といった事業場も「工場」に含まれます。

・分野ごとの規制措置

平成20年度の改正法の工場・事業場等に係る措置は、平成21年度におけるエネルギー使用量に基づき平成22年度から実施されますが、それまでは改正前の省エネ法に基づく措置が継続します。改正前の省エネ法における分野ごとの規制措置の具体的な内容は以下をご参照ください。

- 工場・事業場における措置 (<http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/04.html>)
- 輸送に係る措置 (<http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/08.html>)
- 住宅・建築物に係る措置 (<http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/09.html>)
- 機械器具に係る措置 (<http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/10.html>)
- その他の措置 (<http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/10.html>)

1. 省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)は、石油危機を契機に1979年(昭和54年)に制定されました。省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量(原油換算値)を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければなりません。

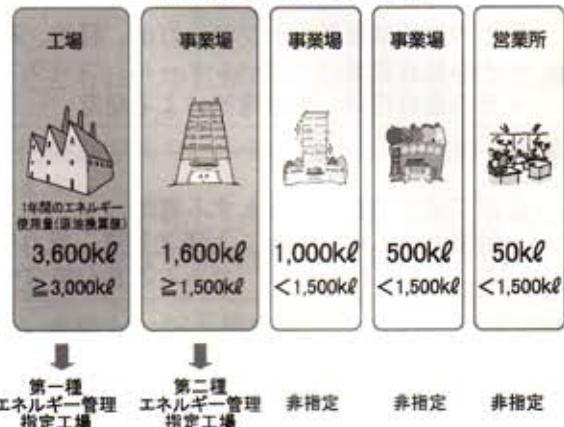
3,000k ℓ 以上/年:第一種エネルギー管理指定工場
1,500k ℓ 以上/年:第二種エネルギー管理指定工場

義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行うことが義務付けられます。

改正前

工場・事業場単位の法体系



2. 今回の主な改正のポイント

指定基準の改正

●工場・事業場単位から企業単位へ

今回の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体(本社、工場、支店、営業所など)の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500k ℓ *1以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

●特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければなりません。フランチャイズチェーン本部が行っている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者(加盟店)を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量(原油換算値)が1,500k ℓ *1以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。

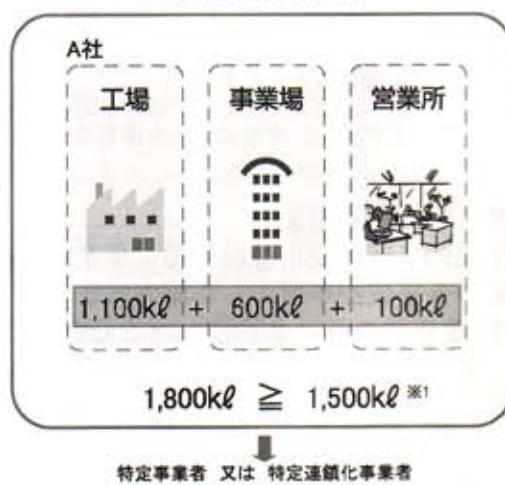
また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

報告書等の提出単位の変更

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。

改正後

企業単位の法体系



エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者)*2をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

*1 政令公布時に正式確定します。
*2 エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理者から選任しなければなりません。

3. 企業全体でのエネルギー使用量の把握

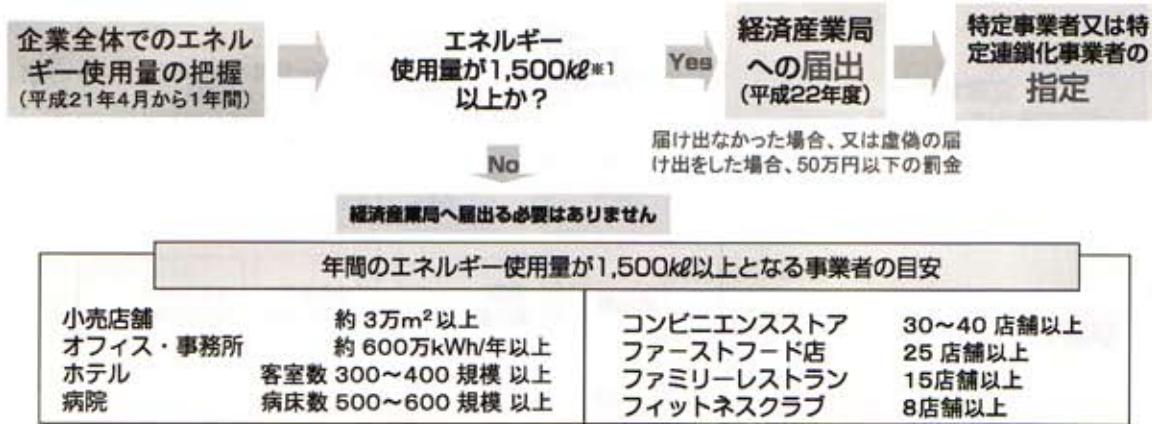
企業全体でのエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要があります。

エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。

下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量(平成21年4月～22年3月まで)を正確に把握し、1,500k ℓ *1以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。



【注意】事業所の立地条件(所在地、等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院)等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。

ポイント

- (1) 平成21年4月から1年間、すべての工場・事業場のエネルギー使用量(原油換算値)を把握してください。
(例:電気・ガスについては、毎月の検針票に示される使用量を把握)

- (2) エネルギー使用量を原油換算値へ換算してください。

- ① 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計してください。
② ①の使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量(GJ)を求めた後合計して年間に使用したエネルギー量(熱量合計、GJ)を求めてください。
③ ②の年間の使用熱量合計(GJ)に、0.0258(原油換算k ℓ /GJ)を乗じて年間のエネルギー使用量(原油換算値)を求めます。

【備考】事業所ごとに各月①～③を行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

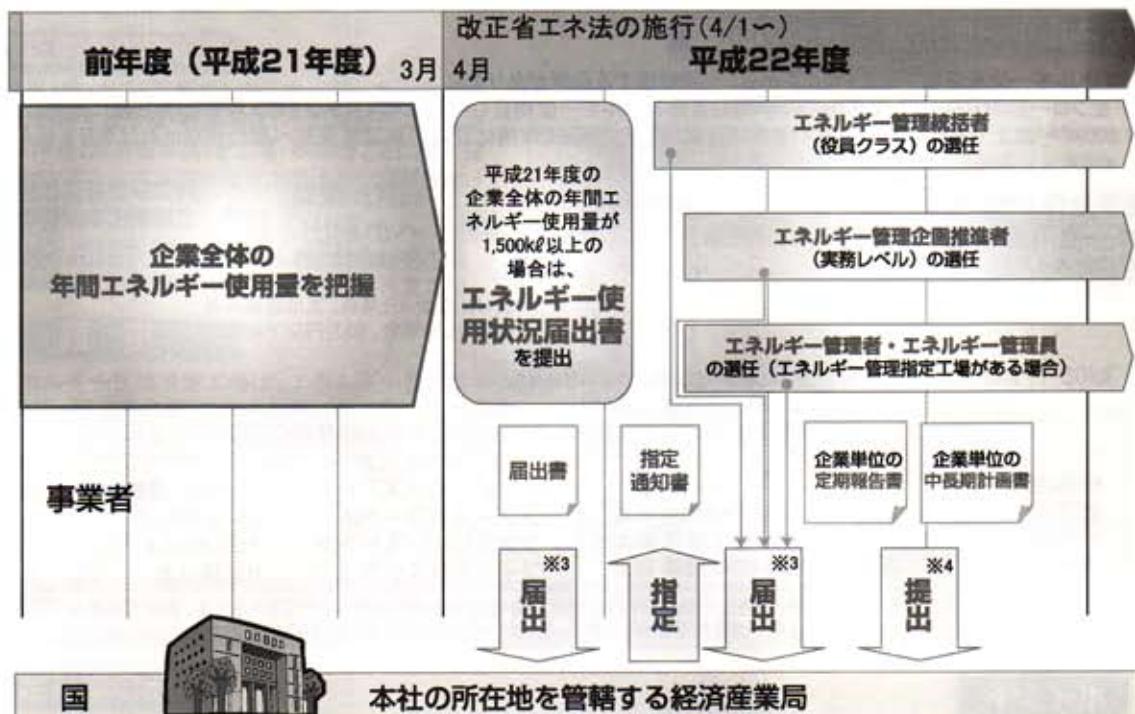
燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的な数値、集計用の簡易ツール(右図の簡易計算表)は下記URLを参照してください
http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls

- (3) 合計が1,500k ℓ *1以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出てください。

エネルギーの種類	使用量			換算係数	
	単位	数量	熱量(GJ)		
原油	t			38.2	k ℓ /t
原油のうらわインセント(NGL)	t			35.3	k ℓ /t
軽油(ガバラン)	t			34.6	k ℓ /t
ナフサ	t			33.6	k ℓ /t
灯油	t			36.7	k ℓ /t
軽油	t			37.7	k ℓ /t
瓦斯油	t	3,308	129,342.8	39.1	k ℓ /t
BCG重油	t			41.9	k ℓ /t
石炭アスファルト	t			40.9	k ℓ /t
石油コークス	t			29.9	k ℓ /t
石油ガス	t			50.8	k ℓ /t
引込系度化水素ガス	t/m ³			44.8	k ℓ /m ³
可燃性				54.6	k ℓ /t
天然ガス	t/m ³			43.5	k ℓ /m ³
その他の天然ガス	t/m ³			29.0	k ℓ /t
液化石油ガス	t			25.7	k ℓ /t
液化天然ガス	t			26.9	k ℓ /t
石油コークス	t			29.4	k ℓ /t
コールタール	t			37.3	k ℓ /t
コーケス炉ガス	t/m ³			21.1	k ℓ /m ³
高炉ガス	t/m ³			3.41	k ℓ /m ³
軽油ガス	t/m ³			8.41	k ℓ /m ³
都市ガス 13A	t/m ³	2,993	134,685.0	43.0	k ℓ /m ³
その他	t				
**	t				
産業用高気	t			1.02	
産業用山外の高気	t			1.38	
温水	t			1.38	
冷水	t			1.38	(換算係数)
小計①			264,027.8	6,811.9	
電気					
一般機械事業者	基間賃電	Twh	14,916	548,712.5	9.97
	夜間賃電	Twh	5,314	49,313.9	9.28
その他	上記以外の賃電	Twh			9.70
	自家発電	Twh	()		9.25
小計②	Twh	20,230	598,026.4		
合計 GJ (①+②)			462,054.2		
原油換算 k ℓ		11,921.0	0.0258	462,054.2	

4. 主な手続きスケジュール

経済産業局にエネルギー使用状況届出書を届け出ると、経済産業大臣から指定を受け特定事業者（又は特定連鎖化事業者）となります。特定事業者（又は特定連鎖化事業者）は下図に示すとおり、エネルギー管理統括者の選任、エネルギー管理企画推進者の選任、定期報告書・中長期計画書の提出が必要となります。



*3 具体的な届出時期については追って公表します。
*4 定期報告書及び中長期計画書については経済産業局の他に、
工場・事業場の行なう事業の所管省庁にも提出します。

お問い合わせ先

●経済産業省窓口●

資源エネルギー庁省エネルギー対策課
TEL 03-3501-9726

●中部経済産業局エネルギー対策課 TEL 052-951-2775 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県

〈社）岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成20年度第4回理事会が、平成21年2月17日(火)に「県民ふれあい会館」において開催されました。

この理事会では、最初に報告事項として次のことが報告されました。

報告事項1 会議報告

- ・中部地域協議会第3回専務理事会議(2月2日開催)
- ・全国正会員事務局責任者会議(2月10日開催)
- ・中部地域協議会第2回全体会議(2月13日開催)

報告事項2 委員会報告

- ・各委員会の審議結果(1月29日・30日開催)

報告事項3 青年部会報告

- ・青年部会の活動状況

続いて、次の5議案について審議が行われ、いずれの議案も全会一致で可決・承認されました。

第1号議案 平成21年度事業計画

第2号議案 平成21年度予算

第3号議案 平成20年度優良会員等理事



第4回理事会

長表彰の被表彰者の選考

第4号議案 第39回通常総会の開催

第5号議案 新規加入会員の承認

○委員会の開催

平成21年1月29日(木)と30日(金)に、総務委員会等四つの委員会が「ウェルサンピア岐阜」において開催されました。

各委員会においては、次の協議事項について審議が行われ、いずれも原案どおり承認されました。

その他、電子マニフェストの加入状況などを説明しました。

第3回研修指導委員会(1月29日)

(協議事項)

- ・平成21年度委員会事業計画
- ・講演会の開催

第4回広報編集委員会(1月29日)

(協議事項)

- ・平成21年度委員会事業計画
- ・協会報第78号の編集方針

第3回適正処理委員会(1月30日)

(協議事項)

- ・平成21年度委員会事業計画

第3回総務委員会(1月30日)

(協議事項)

- ・平成21年度委員会事業計画

○「産業廃棄物中間処理施設の設置(変更)

に伴う手続きについて」の勉強会開催

平成21年3月5日(木)、当協会主催による「産業廃棄物中間処理施設の設置(変更)に伴う手続きについて」の勉強会が、岐阜市内の「水産会館」において開催されました。

この勉強会には、中間処理業の許可を所持している当協会員46名が参加し、岐阜県から

廃棄物対策課の太田技術課長補佐、市原技術課長補佐、伊藤主任技師を講師に招いて、この手続き方法等についての説明を受け、その後に意見交換が行われました。

○電子マニフェスト導入研修会の開催

(財)日本産業廃棄物処理振興センター主催による電子マニフェスト導入研修会が、平成21年2月4日(水)に岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において開催されました。

この研修会は、当センターが環境省の委託を受けて、全国的に実施しているもので、主に排出事業者等の実務担当者を対象に、電子マニフェストのメリットや特徴、具体的な運用方法等についての説明が行われました。

当研修会は、午前、午後の2回に分けて行われ、157名の方が参加されました。当協会は、許可講習会と同様、受付業務等の便宜供与を行いました。

〈社)全国産業廃棄物連合会〉

○第11回全国正会員会長・理事長会議の開催

第11回全国正会員会長・理事長会議が、平成21年2月20日(金)に東京都内の「品川プリンスホテル」において開催され、当協会からは坂理事長と高木専務理事が出席しました。

会議では、國中会長の挨拶に続き、次の議題等についての協議と意見交換が行われました。

- (1) 廃棄物処理法見直しの動向等
- (2) 公益法人新制度への移行
- (3) 平成21年度事業計画骨子

続いて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の坂川 勉氏による「産業廃棄物行政の現状と今後の方向」をテー

マとする講演がありました。

講演の終了後に懇親会が行われ、参加者が相互に交流を深めました。

○第2回全国正会員事務局責任者会議の開催

平成20年度第2回全国正会員事務局責任者会議が、平成21年2月10日(火)に東京都内の「虎ノ門パストラル新館」において開催されました。

会議は、次の議題について、(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター及び(独)環境再生保全機構から具体的な説明があり、その後に情報交換等が行われました。

なお、当協会からは高木専務理事が出席しました。

- (1) 廃棄物処理法見直しの動向等
- (2) 平成21年度事業計画の骨子
- (3) 災害廃棄物処理支援の手引き
- (4) 協会宛文書のメール送信化
- (5) 公益法人制度改革に伴う移行
- (6) 石綿健康被害の救済事業
- (7) 電子マニフェストの加入手続き

〈中部地域協議会〉

○第2回全体会議の開催

平成21年2月13日(金)に、平成20年度中部地域協議会第2回全体会議が、名古屋市内の「ローズコートホテル」において開催されました。

(社)全国産業廃棄物連合会からは國中会長が、愛知、静岡及び三重の県産業廃棄物協会からは会長、副会長、専務理事及び常務理事等が出席し、当協会は、後藤副理事長、粥川 適正処理委員長、高木専務理事が出席しまし

た。

会議では、次の議題等について協議や意見交換が行われました。

- (1) 業界の最近の動向と全産廃連の主要事業
- (2) 平成21年度許可講習会(中部地域)の開催日程
- (3) 平成21年度全産廃連会長表彰の被表彰者推薦
- (4) 中部地域協議会の事業
 - ・平成21年度事業計画
 - ・平成21年度予算
- (5) 各県協会の情報交換
 - ・建設系の不法投棄など

○第3回専務理事会議の開催

平成20年度第3回中部地域協議会専務理事会議が、平成21年2月2日(月)に名古屋市内の「愛知県産業廃棄物協会」の会議室において開催されました。

当協会からは高木専務理事が出席し、次の議題等について協議や意見交換が行われました。

- (1) 平成21年度中部地域協議会の開催日程
- (2) 平成21年度中部地域協議会の予算
- (3) 平成21年度許可講習会の開催日程
- (4) 中部地域協議会第2回全体会議の内容
- (5) 全産連総務委員会の結果報告

当協会事務局の人事異動

このたび、平成21年3月31日付けをもって退任致しました。2年間という短い期間でしたが、皆様方からお寄せ頂きました温かいご指導とご支援により、無事に職責を果たすことができました。ここに厚く御礼を申し上げます。

今後とも、当協会とこの業界が益々発展されることをお祈り申し上げまして、御礼の挨拶と致します。

(前専務理事) 高木 正弘

(前事務局長) 永江 義保

このたび、平成21年4月1日付けで当協会にお世話になることになりました。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

専務理事代行 広瀬 利和

事務局長 長谷部政行



新規加入会員の紹介

平成21年2月17日に開催された第4回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員 代表者名	住 電 話 番 所 号	業の区分	備考
株式会社 ウッドリサイクル 代表取締役 島 弘	〒509-3102 下呂市小坂町門坂1216 ☎0576-62-2919	中間処理業	
有限会社 小川建材 代表取締役 平澤 光	〒501-3714 美濃市曾代350 ☎0575-33-2611	収集運搬業	
株式会社 グローバルエコロジー 代表取締役 大野智哉	〒454-0838 名古屋市中川区太平通4-13 ☎052-352-3381	収集運搬業	
有限会社 粋工 代表取締役 村瀬秀人	〒501-2502 岐阜市山県北野1404-2 ☎058-229-5882	収集運搬業	
有限会社 戸田金属 代表取締役 服部龍助	〒507-0047 多治見市富士見町2-44-1 ☎0572-21-5351	収集運搬業	
日宣興業 株式会社 代表取締役 西部義文	〒393-0085 長野県諏訪郡下諏訪町4946-17 ☎0266-26-7715	収集運搬業	

(参考) 会員の状況

会員区分	11月28日現在	入会数	退会数	2月17日現在	増減
正会員	366	6	6	366	0
賛助会員	98	0	1	97	△1
特別会員	2	0	0	2	0
合計	466	6	7	465	△1

変更届について（お願い）

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いします。

[連絡先] 〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 (岐阜県水産会館内)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

平成21年度 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成21年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)並びに特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程を下記のとおりお知らせします。

○講習会の申込み手続き(岐阜県の場合)

- 受講を希望される方は、あらかじめ当協会に電話で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講申込書の用紙及び受講の手引きは、当協会又は岐阜県各振興局(事務所)環境課(岐阜市)の場合は、岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

開催県	新 規				更 新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃 収 運・ 特管産廃収運	産廃 処 分・ 特管産廃処分	
岐阜	7/8～7/9				9/9		9/8
静岡	5/13～5/14 10/27～10/28 (22年) 1/13～1/14	8/25～8/28			7/7 10/29 (22年) 1/15	12/17～12/18	5/15 7/8 12/16 (22年) 2/24
愛知	5/14～5/15 6/25～6/26 9/10～9/11 10/28～10/29 12/8～12/9	9/29～10/2	8/24～8/26	(22年) 2/1～2/5	6/12 8/5 12/10	7/23～7/24	6/11 8/6 9/3 9/4 11/26 11/27 12/11
三重	7/2～7/3 11/5～11/6				6/4 9/24	8/4～8/5	6/5 9/25

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

(社)静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

(社)愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

(社)三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

お知らせ

岐阜県の人事異動（関係分）

岐阜県の平成21年4月1日付け定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	宗宮正典	徳山ダム対策室長	正木秀明	産業経済振興センター常務理事
産業廃棄物担当				
主査	渡部浩幸	西濃振興局主査	河合文雄	県民生活相談センター主査
技術主査	伊藤兼吾	宮川上流河川開発工事事務所主任技師	西塔剛	岐阜土木事務所技術主査
施設整備担当				
技術課長補佐(チーフ)	篠田範夫	薬務水道課技術主査	市原裕	恵那保健所生活衛生課長

◇不法投棄監視課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	市川信夫	ぎふ清流団体推進局総務企画課長	奥村政文	恵那警察署長
総括管理監	嶋崎満	東濃県税事務所関税課長	浜崎浩之	教育総務課総括管理監
監視指導担当				
技術課長補佐(チーフ)	浅野純二	中濃振興局中濃事務所技術課長補佐(チーフ)	杉崎隆治	揖斐事務所技術課長補佐(チーフ)

◇地球環境課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	久保田正之	環境管理技術センター専務理事	渡邊昇	退職

岐阜市的人事異動（関係分）

岐阜市の平成21年4月1日付け定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

◇環境事業部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
次長	安江茂樹	環境事業政策課長	青木孝之	柳津地域振興事務所長
産業廃棄物特別対策課特任管理監	木股康範	産業廃棄物対策統括審議監	——	——

◇同部 産業廃棄物指導課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	杉山哲	産業廃棄物指導課管理監	堀野誠夫	産業廃棄物特別対策課長
管理監	不補充		杉山哲	産業廃棄物指導課長

◇同部 産業廃棄物特別対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	堀野誠夫	産業廃棄物指導課長	安藤強	福祉政策課長
管理監	井深慶郎	産業廃棄物特別対策課主幹	高橋俊之	資産税課長
同	塩田健二	産業廃棄物特別対策課主幹	——	——

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

<協会への入会のおすすめ>

— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところがありますが、未だ十分とは言えないので現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

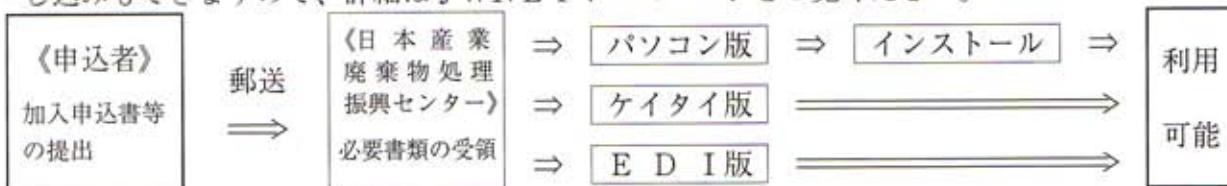
FAX 058-272-6764

〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉

——事業者のマニフェスト事務の効率化のために——

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙はJWNETホームページ(<http://www.jwnet.or.jp/>)から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット(Web)での申し込みもできますので、詳細はJWNETホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- 収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- 処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

○ 利用料金

【排出事業者】

料金区分	A 料 金 (多量排出事業者向け)	B 料 金 (少量排出事業者向け)	少量排出事業者 団体加入料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)
基本料(年額)	25,000円(税抜き)	40件まで 2,000円(税抜き)	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)	60円(税抜き)

【処理業者】

料金区分	収集運搬業者	処 分 業 者		
		処分報告機能 のみ利用	処分報告機能 + 2次登録機能の利用	
			A料金	B料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)
基本料(年額)	12,500円(税抜き)	12,500円(税抜き)	25,000円(税抜き)	40件まで12,500円(税抜き)
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

○ 問い合せ先

・社岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階

TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

・(財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター(サポートセンター)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階

TEL 03-5811-8296 FAX 03-5811-8277

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/> Eメールアドレス info@jwnet.or.jp

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」をご記入いただきます。）
- 発送により購入する。（FAXによる注文）

発送を希望される方へのご案内

- ・ 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
- ・ 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
- ・ 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。

☆ 産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同時に届けいたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058(272)9293

FAX 058(272)6764

(社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No., _____ ~ _____

* No., _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設八団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒 -
住 所

会社名

*事務局記入欄

支払方法	振込No
	現金
整理	

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

印

電話番号

FAX番号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村清晴

副委員長 山口繁

委員 天池孝一

兼 松誠吾

大野安一

川合清和

金森茂

野々村

清

編集後記

最近は四方八方景気の悪い話ばかりで、この先どうなるのか不安に思われている方も多いと思います。この景気の悪さを「百年に一度の経済危機」と言っている人がありますが、その人はこの「百年に一度」という不況を経験しているのでしょうか。誰が言い出した言葉か分かりませんが、なんの確証もない言葉に踊らされて、不安の悪循環に陥っているのが現在の不景気のような気がしてなりません。

確かに、物は売れない、仕事が無くなる、失業する、給料は下がる等々の現象が著しいことは否定できません。また、この不景気が政府の大型景気対策で直ちに解消するとも思われません。しかし、今から60年ほど前には、その日に食べるものも無く、国民の大部分は食べ物を求めて右往左往していたものです。その頃筆者は、景気が悪いと愚痴を言っている人に会ったことがありません。誰もが、どうしたら生き残れるか、必死に考え、働いたものでした。そして日本を世界第二位の経済大国に伸し上げたのです。今の景気は「5年に一度の不況」ぐらいに考えたい。

さて、廃棄物処理業界は、経済活動が盛んになり社会が豊かになるに従って拡大、発展してきました。対象が廃棄物であることから、その処理が不適切になされることが多く、それに対する法規制が厳しくなる、といった歴史を重ねてきました。何百種かある業界の中でも廃棄物処理に関する法規制は最も厳しいのではないでしょうか。業界に精通したある有識者が、かねて警告を発していた憂うべき事態が遂に身近で発生しました。いわゆる欠格要件における連鎖であります。ある倒産会社の役員が、なんの関係も無い別会社の役員をしていたため、倒産会社の認可取り消しと連鎖して、別会社も認可取り消しとなる事態が発生したのであります。

廃棄物処理業に携わる経営者、役員の方々は、不況対策と同時に関係法令をよく勉強し、突然の事業中止に追い込まれないよう、よくよく留意されることを切に願うものであります。

[言葉の宝石]

[柱(琴柱)に膠す] (出典 史記趙括伝より)

規則にこだわって融通のきかない例えをいう。柱とは琴の弦を張るための支えのこまで、これを適当に移動させて一曲ごとに音の調節をする。それなのにその琴柱を動かないように膠で固定させて琴をひいたのでは心地よい演奏はできないでしょう。すなわち、一定の規格にこだわり、変化の理を知らないことをいう、ことわざとして今に残されています。

記 Y.O

平成21年4月15日発行

第78号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂志郎

〒500-8384 岐阜市萩田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozan/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす 21世紀のパイオニア

とし わ 寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールビッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

国内最大級の環境産業見本市

びわ湖環境ビジネスメッセ2009のご案内

滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会では、「環境ビジネス」を振興するため、産学官が協同して1998年から毎年、環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催しています。

昨年は、国内外から過去最多の276企業・団体が出展し、36,270人が来場されました。会場内では熱気溢れる商談や技術交流等が繰り広げられ、「ビジネス主体の環境見本市」として高く評価され、「環境と経済の両立」の理念のもとに、全国から魅力あふれる環境ビジネスが集結します。

12回目を迎える2009年も、下記のとおり開催されますので、環境ビジネスに取り組んでおられる協会員の皆様、この機会に是非おでかけください。

- 開催日時 2009年10月21日(水)～23日(金)
10：00～17：00(最終日は16：00まで)
- 会場 滋賀県立長浜ドーム
(JR田村駅から徒歩5分、米原駅からシャトルバス15分)
- ホームページ 2008の開催結果など詳細は、次のアドレスをご覧ください。
<http://www.pref.shiga.jp/event/messe/>
- お問合せ先 滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会事務局
滋賀県庁新産業振興課内
TEL : 077-528-3793 FAX : 077-528-4876
E-mail : info@biwako-messe.com

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 呉玉 TEL <058>253-9822



自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大グラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

企 業 理 念

“安全で安心”循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会